

（方向指示器）

第71条の2 平成17年12月31日以前に製作された一般原動機付自転車については、保安基準第64条の3第2項及び第3項の規定並びに細目告示第252条の2、第268条の2及び第284条の2の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 方向指示器の灯光の色は、^{とう}橙色であること。
- 二 方向指示器は、毎分60回以上120回の一定の周期で点滅するものであること。
- 三 方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（車体の形状が左右対称でない一般原動機付自転車を除く。）。
- 四 一般原動機付自転車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300ミリメートル（光源が8ワット以上のものにあつては、250ミリメートル）以上、後方に対して指示を表示するためのものにあつては150ミリメートル以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が2個備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。
- 五 方向指示器の指示部の中心は、地上2メートル以下となるように取り付けられていること。
- 六 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器の各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積は、7平方センチメートル以上であること。
- 七 方向指示器は、方向の指示を表示する方向30メートルの距離から昼間において点灯を確認できるものであること。

2 昭和48年11月30日以前に製作された一般原動機付自転車については、保安基準第64条の3第2項及び第3項の規定並びに細目告示第252条の2、第268条の2及び第284条の2の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 腕木式又は点滅式（光度が増減する方式を含む。）のものであること。
- 二 腕木式方向指示器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 方向指示器の指示部の中心は、地上2メートル以下となるよう取り付けられていること。
 - ロ 運転者が運転者席において直接、かつ、容易に方向指示器（一般原動機付自転車の両側面に備える方向指示器を除く。）の作動状態を確認できない場合には、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。
- 三 点滅式方向指示器は、次の基準に適合するものであること。
 - イ 点滅式方向指示器は、毎分50回以上120回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。
 - ロ 光度が増減する点滅式方向指示器は、車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。
 - ハ 光度が増減する点滅式方向指示器の最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の三

倍以上であること。

ニ 点滅式方向指示器の灯光の色は、黄色又は^{とう}橙色であること。ただし、二輪の一般原動機付自転車（側車付のものを含む。）以外のものにあつては、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのものについては赤色とすることができる。

- 3 昭和44年3月31日以前に製作された一般原動機付自転車については、保安基準第64条の3第1項の規定は、適用しない。
- 4 令和7年10月31日以前に製作された第一種一般原動機付自転車及び令和2年6月14日以前に製作された第二種原動機付自転車については、細目告示第252条の2第1項、第2項及び第3項、第268条の2第1項及び第2項並びに第284条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第249条第1項及び第2項、第265条第1項及び第2項並びに第281条第1項及び第2項の規定に適合するものであればよい。
- 5 保安基準第64条の3が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第252条の2第1項、別添52 3. 9. 3. 及び4. 6. 8. 1. 並びに別添53 4. 3. 1. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第249条第1項、別添52 3. 9. 3. 及び4. 6. 8. 1. 並びに別添53 4. 3. 1. の規定に適合するものであればよい。
- 6 次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第252条の2第3項及び別添53の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第249条第2項及び別添53の規定に適合するものであればよい。
 - 一 令和7年6月14日以前に製作された二輪の第一種一般原動機付自転車
 - 二 令和5年8月31日以前に製作された第二種原動機付自転車
 - 三 令和7年6月15日から令和12年8月31日までに製作された二輪の第一種一般原動機付自転車であつて、令和7年6月14日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの
 - 四 令和5年9月1日から令和12年8月31日までに製作された第二種原動機付自転車であつて、令和5年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの
- 7 次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第252条の2第1項、別添52 3. 9. 3. 、4. 6. 2. 及び4. 6. 8. 1. 並びに別添53 4. 3. 1. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示第252条の2第1項、別添52 3. 9. 3. 、4. 6. 2. 及び4. 6. 8. 1. 並びに別添53 4. 3. 1. の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第148号」とあるのは「協定規則第148

号補足第4改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和8年8月31日以前に製作された一般原動機付自転車
 - 二 令和8年9月1日以降に製作された一般原動機付自転車であって、同年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの
 - 三 令和8年9月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車であって、同年8月31日以前に同項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と方向指示器の型式が同一であるもの
- 8 次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第252条の2第3項及び第4項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第3改訂版補足第4改訂版」と読み替えることができる。
- 一 令和10年8月31日（輸入された二輪の一般原動機付自転車にあっては令和12年8月31日）以前に製作された二輪の一般原動機付自転車
 - 二 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪の一般原動機付自転車であって、令和10年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と方向指示器及び非常点滅表示灯の性能、取付位置及び取付方法に変更がないもの